

Title	神奈川県裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書： 明治法制史料拾遺(10・完)
Sub Title	An written opinion to abolish torture by Mr. Hill, an alien adviser employed by Kanagawa court
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.12 (1970. 12) ,p.41- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701215-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神奈川裁判所御雇外人

ヒルの拷問廃止建言書

明治法制史料拾遺(10・完)

手塚豊

明治初年、神奈川県御雇としてマリヤルーズ事件に関与し、その後司法省御雇に転じ、種々の建策を行うと共に、司法省法学校速成科の授業を担当するなど、明治法制史にかなりの功績をのこしたアメリカ人法律家ジョージ・ウォラス・ヒル(George W. Hill)については、私はかつて本誌に、「司法省御雇外人ヒルとその建白書」を書き、その事跡の概要を紹介したことがある。⁽¹⁾ 其中で、彼に関する業績については、なお不明の箇所が多いことを、私は指摘しておいた。⁽²⁾ 最近、明治初期の公文書を集録した「太政類典」が、マイクロフィルムで公開されたが、それにふくまれている彼の拷問廃止建言書は、これまで全く知られることのなかつたヒル関係の重要文献と思われるので、ここにそれを覆刻し、前稿の補遺としたい。

なお、この「太政類典」には、彼の雇入れ事情が明らかに成る文書も、若干収められているので、それも併せて紹介しておく。

明治四年九月、神奈川県は「外国人ニ係ル聽断ニ付顧問ノ為メ外国法律家ヲ一名雇入」ることを、政府へ上申した。⁽³⁾

神奈川裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書

神奈川県願
御国民ト外国人民トノ間ニ相起候公事訴訟及処刑ノ儀互ニ内外ノ国法ヲ以テ処置イタシ来リ候処元來彼国ノ刑律ニ暗ク候時ハ諸般大ニ不都合ノ儀不少候間此節彼国ノ法律家所謂「ラウヘル」ナル者名雇入顧問ニ相備置事件相起り候節ハ質問ノ上参考致シ度候条右法律家雇入ノ御許容被成下候様奉願候 以上
九月十九日
申出之通尤雇入ノ上人名可届出事九月二十五日大蔵省へ通達

史官

別紙之通神奈川知事ヨリ伺出即チ朱字ノ通り御指揮相成候間為御心得写御廻シ申入候
九月二十日

当時の神奈川知事は、陸奥宗光である。⁽⁴⁾ このように、神奈川県からの願いは許可されたが、人選は急速には進まなかつたらしく、翌五年四月に至り、ヒルの雇入れが決定した。契約書は、次の通りである。⁽⁵⁾

条約書

下名ノ余当県庁ノ法律用ヲ取扱フ為メ六ケ月間ノ間ジードフリユ
ヒールヲ使用スル事ヲ約ス明治五年壬申四月朔日西曆千八百七十二年第三月九日ヨリ左ノ章程ヲ始ムル也

第一 六ケ月ノ使役中神奈川県令及其所屬ノ官吏ヨリ顧問スル事ニ勸教ヲ与ヘ又時トシテ命ヲ受ケテ内外ノ裁判所ニ出県令又ハ他ノ日本人ノ目代人トナルヘシ

第二 六ケ月使役ノ後県令ノ所存ニ於テ彼ノ動向ヲ満足シ且法律家ヲ雇事当県庁ノ為ニ要用タル効験ヲ得レハ即チ表向政府ノ雇入ノ為懇切ニ推挙スヘシ

第三 比使役ハ只通常ノ訴訟取扱而已ナレハ右ヒール氏ハ兼テノ如ク外国人ノ為彼ノ職務ヲ營ミ彼ノ事業ヲ為スノ免許ヲ得ヘシ然レトモ外国人ヨリ日本政府又ハ日本人ヘ対セシ訴訟ハ代言セサルヘシ

第四 右使役ノ六ケ月中ハ一ケ月洋銀百枚宛ヲ払フヘシ併或ハ重大ノ事件起ルニ於テハ県令ニテ相当トスル謝儀ヲ外ニ与フヘシ右證明ノ為千八百七十二年第三月九日双方調印記名スルモノ也

神奈川県令 陸 奥 宗 光

法律家ジョージワルレスヒール

この契約書によると、ヒルは、六カ月間、代言人のまま試験的に神奈川県に雇用されたことがわかる。明治外交史上著名なマリヤルーズ号事件が横浜において発生したのは、ヒルが雇用されて後三カ月を経た同年六月であつた。翌七月はじめ、ヒルが神奈川県の正式「聴訟顧問」に就任したのは、この事件に専任させる必要があつ

てのことであらう。雇用関係文書は、次の通りである。⁽²⁾

大藏省届

神奈川於テ聴訟顧問ノ為メ米国人トフリーヒール雇入候ニ付条約取結ノ儀申出候右ハ伺済ノ儀且条約中相触レ候儀モ無之候間即チ別紙ノ通指令致シ候依之此段御届申候 七月十三日

指令案

表面伺ノ通第三本条ノ儀ハ附紙ノ通り相改メ掲載可致但書居宅ノ儀ハ伺ノ通候事

神奈川県伺 大藏省宛

兼テ伺済ヲ以テ当県聴訟顧問ノ為メ可相雇見込ニテ六ケ月試験トシテ米国人トフリーヒールヲ相雇置候処法律家ノ儀ハ実ニ要用不可闕且兼テ正院ヘモ伺済モ相成居候儀ニ付此度更ニ別紙約定書ヲ以テ相雇度奉存候間此段至急御指図被成下度相伺申候以上七月十二日

尚々此段白露国船取調ノ儀モ当県ヘ被仰付候旁至急御指揮有之候様仕度存候

条約書

神奈川県参事大江卓ト米国人トフリーヒールト明治五年壬申歳 月

日即西洋千八百七十二年第 月 日左ノ章程ヲ約定セリ

第一条 当港諸法律取調方並裁判等ニ付顧問スル為メトフリーヒールヲ神奈川県庁ノ配下トシテ当日ヨリ三ケ年間ノ間雇入ルム事ヲ約ス 尤雇中ハ県令ヲ始メ上官ノ命ニ聊カモ違背スルコトナカルヘシ

第二条 右ドフリーヒール氏職務ノ給料トシテ月々日本貨幣七百円ヲ其月末ニ相渡ス可シ

第三条 食料並家具紙筆及召仕等私用ニ属スル品ハ官ヨリ給与スヘシ 但雇中ハ相当ノ居宅ヲ渡スヘシ

附紙「公用紙筆墨ノ外食料家具及ヒ召仕等自費タルヘント可改候事

第四条 雇期間中他方ニ雇ヘレ申間敷又商業ヲ致間敷又或ハ怠慢

ノ所業アルカ長病等ニテ其本務ノ妨アルトキハ期間中トイヘトモ暇ヲ可遣且其暇ヲ差遣シ候日ヨリ後ノ給料相渡シ申間敷旨ヲ約定候事

第五条 県庁ノ内ニテ同人職務ノ為メ一室ヲ与ユ可シ

右証拠トシテ明治五壬申 年 月 日即西洋千八百七十二年月 日双方調印記名スルモノ也

神奈川県参事 大江卓 印

ドフリー ヒール 手記

神奈川県令陸奥宗光は、五年六月十八日、租税頭に転出、その後(8)の神奈川県は、参事の大江が最高責任者であり、同年七月十四日、権令に昇進した。大江とヒールとの間に結ばれた正式契約書の日附は「壬申七月二十一日」であるから(9)（満期の日は、八年八月二十四日であった）、それには、大江の職名は、前掲契約書草案にみえている「神奈川県参事」ではなく「神奈川権令」と訂正されていた筈である。

明治五年八月五日、神奈川裁判所が設けられ、それまで県庁が担当していた県内の裁判事務をうけついで、それがため、ヒールは同年九月十五日、神奈川県から神奈川裁判所へ雇替となつた。

神奈川裁判所御雇外人ヒールの拷問廃止建言書

私は、前掲拙稿において、ヒールが六年一月頃、司法省の立法事業に参与していること、そしてまた九年四月附意見書のヒールの肩書きが「上等裁判所」となつてゐることなどから、時期は明らかでないが、司法省御雇、東京上等裁判所御雇を兼ねたものと推定、さらに戦前の司法省に保管されていた文書の筆写である堀内節氏のメモから、ヒールが司法省御雇専任になつた時期を、九年八月と推定した。

前者の点については、その後も、それを確認する史料に接しない。したがつて、ヒールが神奈川裁判所御雇のまま、本省の事務にも関与したのか、あるいはまた、私の推定したごとく神奈川裁判所兼司法省兼東京上等裁判所御雇であつたのか、いずれとも確めえない。いずれにもせよ、当初の満期である八年八月二十四日に契約が一年更新されたことだけは確実である。後者の点については、「司法省尅務年表」（明治九年）によつて、契約の期間は「自九年八月二五日、至十二年八月二十四日」、給料は「五百円」であつたことが確認できる。その後、契約はさらに一カ年延長されたが、その際、俸給は二百五十円に半減された。司法省法学校速成科の授業を、十二年八月限り解職されたことも一原因と思われるが、さらに、彼の司法省内における地位の低下を示すものであろう。契約の満期は、前述のごとく十三年八月二十四日であつたが、その途中、十二年八月十二日から一時アメリカへ帰つたため、この帰国期間だけ、満期が延長され、十四年三月二日に、彼は退職した。

さて、ヒールの拷問廃止意見書には、日附の明記がない。「太政類典」の説明には「六年二月、神奈川県雇米人ヒール拷問ヲ廃センコト

ヲ建議ス⁽²⁰⁾とある。前に述べたごとく、ヒルは、五年九月に神奈川
 県から神奈川裁判所へ雇替になつてゐるから、この「神奈川県雇」
 の肩書は誤りである。しかし、ヒルの建言書は、次のごとく、神奈
 川県を通じて政府へ提出されたものであつた。それがため、「太政
 類典」の編者は、「神奈川県雇」と誤記したのであろう。

神奈川県伺

罪人鞠問ノ議強盜或ハ頑愚ニシテ其罪状既ニ確証アルモ寧ロ白
 状セサルヲ以テ豪快ト為ス者其他支那人ト雖モ総テ其罪ノ証跡ニ
 依リ之ヲ処断シ縦令申陳候共敢テ訊杖ヲ下タサス可然哉ノ儀去壬
 申六〇〇司法卿へ相伺候処御国人ハ本犯ノ申口ヲ以テ処断スヘキ
 旨下辞有之然ルニ再応建言候モ恐入候へ共今般元当県御雇米国人
 ヒール別紙建言仕度申出候右ハ海外万国ノ法律ニ基キ候者ニシテ
 御採扱被為在度殊ニ方今外国人ノ我國ニ來住スル者一日一日ヨリ
 稠ク我國ノ法律ヲ以テ馭撫檢策スル近キニアル必セリ然ルニ從前
 苛刻ノ訊法御改革不相成候テハ外国人肯テ我馭撫檢策ヲ受サルコ
 ト亦必セリ然ル上ハ究竟國憲ヲ不失ノ条約ニ御改正ノ儀無覺東奉
 存候且此嚴刑峻法一タヒ除カハ畜ニ天下万姓ノ大幸福ノミナラス
 開化進歩シテ所謂泰西ノ文明國ニ伍スヘキト奉存候不憚忌諱謹テ
 鄙衷ヲ陳ヘ別紙相副上シ伏シテ高裁ヲ奉仰候
 五年二月
 この「五年二月」(手塚)の日附は、六年二月の誤りと思われる。
 なげならば、伺文中「去壬申六月云々」の文言があるから、当然に
 六年以降の文書の筈だからである。六年二月とすれば、前述の「太
 政類典」の編者の説明とも一致する。

この「去壬申六〇〇、司法卿へ相伺候処云々」とあるのは、次の
 神奈川県より司法省への伺のことである。

罪人糾問之儀婦人或ハ老少廢疾者ハ勿論或丈ケ訊杖ヲ用ヒス罪
 跡確証等ヲ以及詰問然レ共強盜其外頑愚ノ者ニ至リ候而ハ其犯罪
 顯明ニ候トモ却而豪狹ト心得容易白状難及是等ハ不得止事拷問致
 シ候儀茂有之尤支那人ノ犯罪ハ都而御國典ニ処シ候処若シ申陳候
 共〇而訊杖ハ下サス大概証人申口等ヲ以テ処断致シ來候就而者御國
 人モ罪跡明白ニシテ紛レナキ者ハ仮令本犯人申陳候共訊杖ヲ下サ
 ス右同様処断シ可然哉
 右至急御指揮有之度此段相伺申候 以上

明治五年壬申六月廿一日

神奈川県

司法省 御中

壬申七月廿三日付す

御国人ハ本犯ノ申シ口ヲ以テ処断ス可シ

但支那人処置ハ追テ交際取結ヒ相成候迄從前ノ通り

すなわち、五年六月、神奈川県は、すくなくとも「罪跡明白ニシ
 テ紛レナキ者」に限り、拷問廢止の意見を司法省へ具申したが、司
 法省は、拷問の採否については正面から答えず、ただ本人の自白を
 重視すべきであると、暗に拷問をみとめる回答を行つたのであ
 る。

当時の神奈川県は、前にも一言したごとく県令を欠き、大江卓が
 参事であつたから、この意見具申は、彼の見解にもとづくものと思

われる。かつて私は、その時期と内容は明らかでないが、神奈川県在職中の大江に、拷問廃止論の建議があつたらしい形跡を紹介したことがある。⁽²¹⁾大江の「拷問廃止論」と称されるものは、正にこの五年六月の神奈川県から司法省への伺と、そしてまたヒルの建言書に添付した前掲の六年二月の神奈川県から政府への伺とを指すものとみていい。

さらに、ヒルがその建言書を、自己の勤務する神奈川県裁判所(所長は西成彦)を経由せず、とくに元の勤務先である神奈川県へ寄託したのも、権令大江の拷問に対する所見を、かねて承知していたためと考えられる。

明治の拷問制度が崩壊する端緒となつたのは、ポアソナードの八年四月十五日附意見書、同年五月二十日附建白書であつたことは、著名の事実であるが、⁽²²⁾ヒルの建言書はそれに先立つたこと約二年である。また、日本人として最初に本格的な拷問廃止論を主張した津田真道の「拷問論」(明法雜誌・明治七年五月、六月)⁽²³⁾に先立つこと約一年である。ヒルの建言書の内容は、それらのものと比較して、決して遜色のないかなり詳密なものであつた。

津田の場合にはばらく措き、同じ御雇外人であるにも拘らず、明治政府に対しポアソナードの建白書が決定的影響をもたらしたのに反し、それに先立つ二年前のヒルの建言書が、なんらの反響をも呼びおこさなかつたのは、なぜか。もちろん、時期の尚早ということもあつたであろうが、政府部内におけるポアソナードとヒルの評価のちがいが、そうした結果を招いたものと思われる。

しかし、ポアソナードに先立ち、ヒルが拷問廃止の建言書を提出していることは、たとえそれが実質的な成果は生まなかつたにしても、明治刑法史において忘るべからざる出来事であろう。

(1) 拙稿「司法省御雇外人ヒルとその建白書——統制・明治法制史料雜纂(二〇)」——本誌第四一卷三号・八九頁以下。

(2) 前掲拙稿・八九頁、九一頁、九六頁等参照。

(3) 「太政類典」第二編第七六卷。

(4) 「頭要職務補任録」(明治三十六年)上巻・四六九頁。

(5) 前掲類典・第二編第九四卷。

(6) 明治四年十一月十三日、陸奥は、県知事から県令へ更任した(前掲補任録・四六九頁)。同年十一月二日の太政官達で、県知事の名称が県令と改正されたためである。

(7) 註(5)に同じ。

(8) 註(4)に同じ。なお、県治職制(明治四年十一月二十七日太政官達第六三三号)によると、令あれば権令を置かず、権令あれば令は置かれなかつた。

(9) 明治六年一月調「司法省雇外国人表」神奈川県裁判所の部による(前掲類典・第二編第六四卷)。

(10) 「司法沿革誌」(昭和十四年)・一八頁。

(11) 註(9)に同じ。

(12) 拙稿・前掲ヒルとその建白書・本誌第四一卷・九一頁。

(13) 「司法省処務年報」(明治九年)によると、「本年度雇外国人ノ満期後、継約セシモノ」の中に、ヒルがいるから(二七頁)、八年八月に契約が一年延長されたことはわかるが、この更新は、神奈川県裁判所だけの雇のものであつたのか、それとも司法省および東京士等裁判所の雇をも

兼ねての更新であつたのか、その点は不明確である。それは、前掲処務年表の明治八年版をみれば、明らかになると思われるが、同書は、現在、法務省、内閣文庫、国会図書館にも所蔵がなく、それを参照しえな

殺、玉乃世覆、横田国臣、末松謙澄、児玉淳一郎らもいる(拙稿・前掲二、三の拷問廃止論・本誌第三九卷二号・八七頁以下参照)。しかし、そうした日本人の見解は、司法省あるいは政府当局によつて一顧もされなかつたようである。

(14) 前掲処務年報・二八頁。

(15) 前掲処務年報(明治十二年)・四五頁。

(16) 拙稿・前掲ヒルとその建白書・本誌第四一卷三号・九六頁。

(17) 明治十二年八月十六日、司法省上申に「当省備シダフリニューヒール儀本國へ帰省可致旨兼テ及上申候処署中賜暇相兼本月十二日当府出發候間此段及上申候也」(前掲太政類典・第三編・第一七卷)とある。

(18) 前掲処務年報(明治十三年)に「米人『ヒール』氏ハ屢中休暇ヲ兼十二年八月十二日ヨリ十三年三月一日迄ノ數百七十三日間歸國スルヲ以て満期ノ後該日數即チ十四年三月二日マテ在勤セリ」(四三頁)とある。

(19)(20)(21) 前掲太政類典・第二編・第三四九卷。

(22) この神奈川伺には「元当県御雇米国人ヒール」という文言もあるが、ヒルが神奈川県から神奈川裁判所へ雇替になつたのは、本文でも述べたごとく五年九月であるから、その伺の日附は、それ以後の筈である。このことから、「五年一月」の日附が誤りであることがわかる。

(23) 司法省刑政局編「諸県伺・明治五年」(法務図書館蔵)・第三三三号。

(24) 拙稿「明治初年における二、三の拷問廃止論——統・明治法制史料雑纂(九)——」・本誌第三九卷二号・九三頁。私は、「帝國新立志編」

(明治十三年刊)の大江の項に、彼が神奈川県在職中、「拷問廃止論」を「建言」した旨の記事があることを(一五〇頁)、紹介したのである。

(25) 拙稿「明治初年の拷問制度——その廃止過程の一研究——」・「明治初期刑法史の研究」(昭和三十一年)・二二二頁以下参照。

(26) 前掲書・二二四頁。

(27) 津田以外に、当時、拷問廃止論を主張した者に、春木義彰、松岡康

前註 句読点は、手塚が附した。

シヨルジワルレスヒール建言

余、過日見聞シテ、実ニ袖手傍観スルニ忍ヒサルコトアリ。今之ヲ尊聴ニ達ス。果シテ余此建言ヲ奉ルニ妨ナキニ涉ラハ、執権ノ大臣、議長ニ転達アラシコトヲ希フ。若シ余カ建言中ニ、一、二ノ条理ニ悖リ、或ハ仁道ノ教化ニ反シ、仍然リト之ヲ存シ能ハサルコトアラハ、固ヨリ其取捨、大臣、議長ノ明断ニ任カス。

一 必ス犯セシナラント付思スル所ノ罪業ヲ吐カシメント、罪人ニ杖チテ痛ク彼ニ逼ルノ苛責ニ係リ茲ニ論ス。

一 県庁ナル余カ詰所ニ最モ接シタル所ニ於テ、拷問苛責ヲ蒙ル罪人等苦喚スルノ哭声ヲ聞クコト、殆ト日々ニ及ヘリ。

一 先日、忽チ常ニ聞クヨリモ、尚一層残忍ナル哭声ヲ耳ニ触タレハ、直チニ行ヒテ之ヲ見、甚タ我心ヲ傷メタリ。其時、始メテ苛責ノ形状ヲ実験シタリ。蓋シ其形状、平日ト同等ナルヤ、其以前曾テ見サレハ、之ヲ知ラストイヘトモ、其時ノ形容見聞ノマム、茲ニ陳述ス。一条ノ繩ヲ以テ、罪人ト覺シキ者ノ首ヨリ兩脚ニカケ、強ク之ヲ縛束シ、膝ト唇ト相接セシメタリ。是ヲ以テ彼ハ運動スルコト能ハサルナリ。兩人ノ獄卒ハ傍ニ坐シ、罪人ヲ地上ニ平臥セシメ、

裁判官ノ審問ニ応セシム。余ハ固ヨリ日本語ニ通セサレハ、糺彈ノ緣由、十分通曉セサルトイヘトモ、此ノ拷問ヲ用ユルハ、裁判官ニテ、情実ハ必ラス如此ナラント、己カ慮ル所ノ事ヲ罪人ヲシテ言ハシメント逼迫スル方便ト聞ク。

一 速ニ此拷問苛責ノ旧習ヲ廢シ、將タ旧ニ依リテ之ヲ存スルハ、差謬ノ大ナルモノニシテ、実情ヲ吐カシメント、人ニ逼ルハ、最モ背理ノ甚シキモノナリト、着眼アランコトヲ、此建言ヲ聞ク諸大人ニ望ム。

一 誠実ハ確定不転ノモノニシテ、焉ソ能ク他人ノ言ヲ以テ、之ニ加ヘ増スコト能ハシヤ。

一 全世界中ノ諸邦ニテ、多クハ裁判官ニテ認メルヲ実情ト定メ、敢テ罪人ニ問ハス、只他人ノ供招及ヒ其時ノ形情ヲ以テ、之ヲ判断ス。如此方法ハ不易ノ一難事ニシテ、時間ヲ費シ遲延ヲ生スルコトアリ。又或ハ肝要ナル事按ニ係リテ殆ト的確シ難キコトアリ。然リトイヘトモ是ハ実ニ稀ナリト云フ可シ。

一 好ク設立セシ裁判法ニ基キ、有罪ノ者ヲ糾彈スル時ハ、種々ノ方法ヲ以テ、肝要ナル事業及ヒ其形情ヲ尽ク察出シ、敢テ罪人ニ對シテ一言モ問フコトナク、竟ニ其事業ヲ明亮ニシ、以テ的確ス。罪人ヲシテ白招セシムルモ、又否モ、事同一ニ出テ、更ニ異ナルコトナシ。譬ヘハ、罪人死地ニ就クニ至ルマテ、我ハ冤罪ニ死スト主張スルトモ、果シテ事明亮ニ涉、犯罪疑ナキ者ニ至リテ、其所犯ニ準シ、正シク彼ヲ罰ス。說破論說ヲ除クノ外、敢テ逼迫シテ吐カシムルノ例ナシ。実事ヲ察出スルハ、只此方法ニアリ、強迫苛責ニ遇ヒ

吐露スルノ事情ハ、尽ク劣策ニ属ス。又如此ノ所置ハ大ニ条理ニ悖ル所ナリ。

一 今当皇國及ヒ他各国ニ於テ、照行スル法ニ係リ一ツノ例ヲ挙ケ以テ論ス。譬ヘハ今茲ニ力剛柔ナル二人アリ。剛者ハ恐嚇威力苛責ノ方便ヲ用ヒ、柔者ニ迫リテ百兩ノ私方ノタメ、翌月ニ至リ、家或ハ船ヲ剛者ニ引渡ス可キ約書ニ調印セシム。是レ苛責ノ奸計ニ陥イリタリトイヘトモ、一度ヒ約書ニ調印セシ因縁ヲ以テ、其約定ヲ果ス可シト。本政府ニテ強迫スルコトアルヤ、如此キ所置ナキコトハ固ヨリ論ヲ待タサル所ナリ。其約定ハ正シキモノニアラス、全ク苛責威力ヲ以テ得ル者ナレハ、廢物トシテ無益ニ属ス。拷打苛責ノ方便ヲ用ヒ、強テ人ヲシテ言ハシムコト、恰モ此理ニ等フシテ、何ノ益カ之アラン。又是レ罪実ヲ察出スル公平ノ所置ト謂ヒ難シ。差謬ヲ防クコト能ハサルモノナレハ、譬ヘハ茲ニ無罪ノ者ヲ誤テ犯罪ト認メ、彼ヲ捕縛シ、頻ニ苛責ヲ加ヘ、強迫シテ彼ヲシテ自ラ言ハシメントセハ、其実毫モ犯セル罪ナシトイヘトモ、其責ニ堪ユルコト能ハスシテ、竟ニ自カラ罪ヲ犯セリト吐露スヘシ。是ハ其苛責ノ苦ヲ免レントスル人情ノ然ラシムル所ニシテ、実ニ無益ト謂フ可シ。

一 無罪ノ人、如此キ苛責ニ苦シムハ、豈殘忍ニシテ耻ツヘキコトニアラスヤ

一 寧口有罪ノ人ヲシテ、其罰ヲ免レシムルモ、冤罪以テ人ヲ壞フコトナカレ。

一 此等ノ情実ヲ深く慮ラハ、必ラス此ノ方法ハ危險傷害ノ甚シキモノト、了達アラント思ヘリ。

一 全県庁ニテ実験セシ形状ヲ今再び茲ニ説カシ。其時地上ニ平臥スル罪人、裁判官ニテ実情ト付思スル所ノ事ヲ、然リト応セザレハ、彼ノ腿ヲ痛ク杖ツ。彼其苦痛ニ堪ヘス、叫喚シテ止マス。是實ニ残忍ノ甚シキモノト謂フ可シ。殆ト手腕ノ如キ、杖痕腿面ニ存シ、肉色変シテ膨腫セリ。余其形状ヲ見テ、其以前モ、彼レ打擲ニ遇ヘリト知レリ。

一 余此事ヲ敢テ建言シ、以テ此等ノ事件ヲ所轄スル人々ヲシテ、能ク其情由ヲ知会セシメハ、必ラス拷問苛責ノ方法止ムニ至ルヘシ。是我カ希フ所ナリ。然リトイヘトモ、数年、此方法ニ慣習セシ人々ニハ、之ヲ廢スルニ妨ケアラン、又此等ノ人々ヲシテ、余輩ノ如ク、昔日此法アリト偶或ル截籍上ニテ読ムコトヲ除クノ外、絶テ如此キ事ヲ見聞セサル人々ハ、之ヲ残忍ト為ス情実ヲ通曉セシムルコト、又難カルヘシ。

一 県庁ニアル拷問所ハ、外国人出テ来ル裁判席ニ近ケレハ、叫泣スル声、其席ニ聞ヘリ。是ハ貴下ノ能ク知ル所ナリ。既ニ先日、裁判ノ時、外国人及ヒ新聞局報告者出席中ニ、罪人号哭スル苦声明亮ニ聞ヘタレハ、出席ノ人々甚タ不審ヲ起シ、大ニ之ヲ怪ミタリ。

一 今余カ主見ヲ建言セン。願クハ、之ヲナスハ適任中ニアラスト咎メナキコトヲ。余方今、政府ニ奉職スル間、専ラ誠忠ヲ抽テ従事スル素志切ナレハ、左ノ建言ヲ奉ルモ、敢テ条ニ合ハサルコトナシト思ヘリ。

一 今日日本國ハ、世界拳ツテ敬重スル開化日々ニ進ミ、益善時ヲ逐ツテ盛ンナリ。是世人ノ知ル所ニシテ、誰カ感激驚駭セサランヤ、

百般ノ美事ヲ行ヒ、世人ノ崇敬ニ富メリ。然リトイヘトモ、窃ニ思フニ未タ一件ノ後レアリ。是レハ他ノ百事ヨリ必ス先進セサルヲ得ス。之レ若シ速ニ進マハ、皇國ノ裨益ヲ増シ、又世上ノ敬重仰慕シ得ルノ基礎、之レヨリ大ナルハナシト。是ヲ以テ忌諱ヲ顧ス茲ニ建言ス。

一 既ニ其目的ニテ順序ヲ開キ、西洋各國ノ法令ノ基本ト殆ト彷彿タルモノヲ設立ノ用意アルコトヲ聞ケリ。拷問苛責ノ方法ノ如キハ、全世界中第一級ニ進マンコトヲ謀リ、又文明ト稱ス公道ノ法令ニ遵ヒ、事ヲ行フ國邦ニテハ、固ヨリ容レサル所ナレハ、此方法ハ往昔ノ余風トシテ、急ニ廢ス^(まま)シ。

一 文明開化ヲ進ムルハ、正法ヲ設クルニアリ。是ヨリ始メテ學業、商業及ヒ國ヲ盛ニスルノ業ヲ^(まま)道キ、又安民治國ノ基本、國民腐徳ノ通義ヲ開クヘシ。

一 日本ニ如此法律ヲ設立スル時ハ、他國人民當皇邦内ニ来住スル間、豈其法ニ遵奉スルコトヲ拒ムノ理アラシヤ。又成文確定不朽ノ文明律ヲ立ル國民ハ、共ニ相和スノ風習ヲ存ス。余既ニ論スル所ノ方法ニ、國民ヲシテ屈服セシムル國ハ、必ラス有ヘカラス。此方法ノ如キハ全ク人倫ノ通義ニ相反シタルモノナレハ、往昔野蠻ノ余風トシテ遂ニ廢スヘキモノナリ。

此書ヲ覽読スル諸君余カ建言ニ着眼注意アランコトヲ伏願ス